

国立国語研究所学術情報リポジトリ

Pragmatic Characteristics of Causative Constructions in Spoken Japanese : An Analysis Based on the Data Collected from Scripts for TV Dramas

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2021-01-15 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 王, 慧雋, WANG, Huijun メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.15084/00003099

テレビドラマのシナリオに見られる話し言葉の(サ)セル表現

——サセ手・シ手の立場と意志の観点から——

王 慧雋

国立国語研究所 研究系 日本語教育研究領域 非常勤研究員

要旨

(サ)セル表現に「強制」や「許容」といった用法があることはよく知られている。一方、「強制」や「許容」の用法が現実の言語使用においてどのような原理に基づいて用いられており、どのような機能を持つのかといった語用論的特徴はまだ明らかにされていない。

そこで本研究では、話し言葉における(サ)セル表現に焦点をあて、サセ手・シ手の立場と意志の2つの観点から整理を行ったうえで、(サ)セル表現の語用論的特徴を捉える試みを行った。立場の観点では、サセ手・シ手のそれぞれが話し手・聞き手・第三者のいずれなのかで整理し、意志の観点では、シ手の意志がサセ手の意志に一致するか対立するか問題にされないかで、〈意志相反〉〈意志尊重〉〈意志不問〉という3つのタイプに整理した。

テレビドラマのシナリオの用例を用いて分析した結果、次のことがわかった。〈意志相反〉は主にサセ手の非を指摘するために、〈意志尊重〉は主にサセ手への称賛を示すためにそれぞれ用いられており、非の指摘や称賛は、謝罪や非難、許可求めなどの機能で使われている。一方、〈意志不問〉は、サセ手の非の指摘や、サセ手の正当性の主張として使われることも多いが、単なる事実の叙述として使われることもある*。

キーワード：使役、語用論、意志相反、意志尊重、意志不問

1. はじめに

助動詞(サ)セルが含まれる(サ)セル表現¹は、動作や状態変化をめぐる、サセ手がシ手²に与える影響を表現するものである。日本語学習者にとって、(サ)セル表現の習得は難しいと言われている。誤用だけでなく、非用も多いことから、運用の困難さがうかがえる(田口 2001, 田中 2005, 小林 2006, 川崎 2007, 胡 2016, 王 2018)。

(サ)セル表現に関しては、もともと日本語学における膨大な研究の蓄積がある。1990年代以降、実例に基づいた分析が進んでおり、近年は『現代日本語書き言葉均衡コーパス』(BCCWJ)のよ

*本稿は、2020年3月24日にNINJALサロンにて発表した「テレビドラマのシナリオの用例からみる(サ)セル表現の意味論的機能と語用論的機能の生成メカニズム—コーパスでは観察しきれない全体像を捉える試み—」をもとにしたものである。

¹「使役」や「使役表現」と呼ばれることが多く、例えば、日本語記述文法研究会(編)(2009)では、「使役とは、対応する能動文には含まれていない人や物を主語として、能動文の表す事態の成立に影響を与える主体(使役者)として表現するものである」と定義している。しかし、「使役」の用語自体が強制の意味を色濃く持つため、そうした呼び方では、強制以外にも許容などの多様な意味を表せる(サ)セル表現の一部しか捉えられないと考える。本研究では、単独形式の(サ)セルだけでなく、(サ)セテモラウや(サ)セラレルのような複合形式も含めて、一括して(サ)セル表現と総称する。

²サセ手は「使役者」「使役主体」と、シ手は「動作主体」「被使役者」と呼ばれることが多い。本研究では、(サ)セル表現の名称に合わせ、動作や状態変化の主体である者をシ手、シ手の動作や状態変化を引き起こす、またはシ手の動作や状態変化を妨害せず容認する者をサセ手と呼ぶ。

うな大規模コーパスを用いた使用実態の調査も行われている（森 2012）。しかしながら、学習者が適切に運用するのに必要な研究が十分になされているとは言えない。（サ）セル表現を用いた時点でサセ手・シ手の両方に言及することになるため、サセ手・シ手が人である場合、対人関係に影響を及ぼしやすい。特に会話で（サ）セル表現を適切に運用するためには、そもそも（サ）セル表現を用いてどのようなことが伝えられるのか、（サ）セル表現を用いて会話の参加者である話し手・聞き手、あるいは第三者を、サセ手・シ手としてどのように言及したらよいか、といったことに関する語用論的知識が必要である。それにもかかわらず、これまでの研究では、（サ）セル表現の語用論的特徴が十分に明らかにされているとは言い難い。

本研究では、話し言葉における（サ）セル表現に着目し、サセ手・シ手が話し手・聞き手・第三者のいずれなのかという立場の観点と、シ手の意志がサセ手の意志に一致するか対立するか問題にされないかという意志の観点から整理したうえで、（サ）セル表現の語用論的特徴を捉える試みを行う。具体的には、テレビドラマのシナリオから収集された用例を資料に用いて、話し言葉の（サ）セル表現に関する分析を行う。

2. 先行研究と本研究の2つの分類観点

2.1 （サ）セル表現の使用実態調査の概観

事例に基づいた（サ）セル表現の使用実態を調査している研究として、米澤（1992）、黒木（1997）、小林（2006）、高橋・白川（2006）、瀬戸（2010）、前田（2011）、岩田（2012）、瀬戸（2012）と森（2012）が挙げられる。そのうち、黒木（1997）、小林（2006）と森（2012）は書き言葉の言語資料を用いて調べたものである。

森（2012）の調査結果によると、書き言葉では人同士の（サ）セル表現の占める割合は全体の27.7%に過ぎない。サセ手とシ手のいずれか、またはいずれもが人以外の（サ）セル表現が書き言葉の典型であると考えられる。しかし、筆者が『日本語日常会話コーパス』（CEJC）モニター公開版を調べた結果では、人同士の（サ）セル表現は全体の68.39%を占めていることが判明した。つまり、書き言葉と話し言葉における（サ）セル表現はそもそも違うタイプのものであり、サセ手・シ手が両方とも人である場合が、話し言葉における（サ）セル表現の典型だと考える。会話を中心に教える初級の日本語教育では主に人同士の（サ）セル表現を取り扱っていることを考えると、話し言葉における（サ）セル表現の使用実態の解明が特に重要である。そこで、以下では、話し言葉の（サ）セル表現を扱っている先行研究のみを概観する。

米澤（1992）は、書き言葉と話し言葉の両方を扱っており、話し言葉の言語資料としてはテレビ番組とドラマ、映画のシナリオを用いて（サ）セル表現を調べたものである。着目点は（サ）セルと、授受表現や受身との複合形式と、サセ手の省略、（サ）セル表現が使われる話題であり、いずれも日本語教育への提言において重要なものである。一方、収集された話し言葉の用例が55例で、話し言葉で使われる（サ）セル表現の全体像を捉えるには用例数が少ないという問題がある。例えば、同研究の調査結果によると、55例中の14例（25.45%）が授受表現との複合形式である一方、受身との複合形式の用例がない。受身との複合形式が未出現であるという結果は、

分析に使用された言語資料の制約に起因する可能性も考えられる。

高橋・白川（2006）は、話し言葉に焦点を絞って、ラジオドラマのシナリオを用いて調べたものである。授受表現との複合形式が60例の用例総数の30%を占めるという結果に基づいて、日本語教育では授受表現との複合形式が重視されていないことに疑問を呈している。また、同研究では、サセ手、またはシ手に話者を含む用例が全60例の80%を占めていることと、話者を含んだ強制用法³の用例が多くないことも指摘されている。サセ手・シ手の立場に言及している唯一の先行研究である。一方、米澤（1992）と同様に、用例数不足の問題が否めないため、さらなる調査が必要である。

前田（2011）はテレビドラマのシナリオを用い、単文と複文を分けて、（サ）セル表現の出現位置を調べている。調査結果では、（サ）セル表現の3分の2が単文で用いられるものであり、単文末の（サ）セル表現の3分の1が授受表現との複合形式であることが明らかにされている。この結果に基づいて、同研究も授受表現との複合形式の重要性を唱えている。

岩田（2012）は、シ手のヲ格・ニ格での表示と省略に着目したものである。母語話者コーパス『女性のことば・職場編』『男性のことば・職場編』『名大会話コーパス』と、学習者コーパスの『KYコーパス』を比較した結果、シ手が言わなくても自明な場合、母語話者はそれを省略することが多いのに対して、学習者は省略しない傾向があると指摘している。日本語教育における（サ）セル表現の扱いの見直しに新たな観点から知見を与えてくれるものである。

瀬戸（2010）と瀬戸（2012）は、いずれも授受表現との複合形式に絞って話し言葉と書き言葉の両方を調査した研究である。瀬戸（2010）では、「恩恵」「許可求め」「謙譲」「混合形」の4分類に基づいて、バラエティDVD、テレビのトーク番組、漫才、文庫本と新聞を言語資料に用いて調べている。その結果、話し言葉の30例では、「謙譲」の21例が最も多い。また、例えば、「言わせてやろう」のようなテアゲル系の「恩恵」が1例しか観察されなかった理由について、「恩着せがましい印象を与えてしまい、配慮を欠くことから使用制限が生じる」ためだと述べている。このように、同研究では、各分類の語用論的特徴についても考察がなされている。

瀬戸（2012）はテヤル・テアゲル系、テクレル・テクダサル系、テモラウ・テイタダク系の3つの形式分類と、「使動」「許可与え」「許可叙述」「許可求め」「許可に対する謝意」「宣言」の6つの機能分類で、話し言葉と書き言葉の計398例を整理し分析したものである。形式分類と機能分類を組み合わせたことによって、瀬戸（2010）の分類では捉えられなかった、形式ごとに受け持っている機能が明らかになっている。一方、話し言葉と書き言葉を分けて扱っていないがゆえに、それぞれに特徴があるかは不明である。また、同研究で扱っている用例はすべてサセ手・シ手のいずれかに話し手が含まれているものであるが、「あんまり待たせると、彼、かわいそうよ」「ひどい目に遭わされたんだね」のような、日常生活でも観察できるものの、瀬戸（2012）の6つの機能分類では分けられないものが存在する。話し手が含まれていない（サ）セル表現についても扱える、より精緻な分析が必要である。

³ 高橋・白川（2006）では、強制用法の用例として「郵送させましょう」が挙げられている。

ここまで先行研究を概観した結果、主に3つの問題があると考ええる。

1つ目は、話し言葉における(サ)セル表現の特徴が十分に明らかにされていない点である。瀬戸(2010)と瀬戸(2012)は話し言葉と書き言葉を分けずに集計している。米澤(1992)は話し言葉・書き言葉別で集計してはいるが、受身との複合形式の用例が観察されなかったことからわかるように、話し言葉の用例が少ない。同様な問題は、高橋・白川(2006)にも存在する。

2つ目は、対人関係が特に重要である話し言葉を分析する際に、サセ手・シ手の立場の観点が欠如している問題である。高橋・白川(2006)では、サセ手・シ手に話し手を含むか否かへの言及はされているが、それ以降の研究では、関連の観点に基づいた分析調査は進んでいない。また、サセ手が同じ話し手でも、シ手が第三者の場合、例えば「行かせます」のような(サ)セル表現を使うことはできるが、シ手が聞き手の場合、「行かせます」とは言いにくいと考える。このように、サセ手・シ手に話し手を含むか否かだけでなく、サセ手・シ手のそれぞれが話し手・聞き手・第三者のいずれなのかで分類する必要がある。

3つ目は、(サ)セル表現の語用論的特徴に関して未解明のことが多い点である。授受表現や受身との複合形式の多寡に関する指摘は多くなされてきたが、(サ)セル表現の機能などを含めた語用論的特徴を捉える研究は、授受表現との複合形式を分析している瀬戸(2010)と瀬戸(2012)のみである。米澤(1992)と高橋・白川(2006)、前田(2011)では、授受表現との複合形式が全体の2～3割を占めている結果が示されているが、残りの7～8割を占める、単独の(サ)セルと受身との複合形式に関しても、どのような機能があるのかを明らかにする必要がある。

2.2 本研究の位置づけと分類観点

2.2.1 本研究の位置づけ

2.1でまとめたように、従来の先行研究では、書き言葉と話し言葉のそれぞれに出現する(サ)セルを区別して扱うことは十分に意識されてこなかった。本研究では、話し言葉に焦点を絞り、話し言葉における(サ)セル表現の語用論的特徴の分析を試みる。授受表現や受身との複合形式だけでなく、これまで記述が十分になされていない単独の(サ)セルについても扱う。分析する際は、対人関係の点において重要な、サセ手・シ手の立場の観点と、(サ)セルが表す事態をめぐるシ手・サセ手の意志の観点から、(サ)セル表現を整理し、そのうえで立場別と意志別の語用論的特徴を分析する。

2.2.2 サセ手・シ手の立場の観点

1つ目の立場の分類観点として、サセ手とシ手がそれぞれ話し手・聞き手・第三者のいずれなのかで、以下の7つのパターンに分けて整理を行う。矢印の前後にそれぞれ、サセ手とシ手を示す。

- ① [話し手⇒聞き手]
- ② [話し手⇒第三者]
- ③ [聞き手⇒話し手]

- ④ [聞き手⇒第三者]
- ⑤ [第三者⇒話し手]
- ⑥ [第三者⇒聞き手]
- ⑦ [第三者⇒第三者]

2.2.3 シ手・サセ手の意志の観点

「はじめに」でも述べたが、(サ)セル表現は、動作や状態変化をめぐる、サセ手がシ手に与える影響を表現する形式である。サセ手がシ手に与える影響のあり方に関しては、「強制／誘発」か「許可／許容」かの2分類が行われることが多い(早津 2016: 37)。3つ以上に細分している研究⁴もあるが、本研究は、細分化により、かえって語用論的特徴が捉えにくくなると考え、青木(1977)を参考にし、動作や状態変化をめぐるシ手・サセ手の意志のあり方で、(サ)セル表現をa～cの3つのタイプに分けて整理する。[]内の用例出典は表1を参照されたい。

青木(1977)は、シ手の意志とサセ手の意志との「両者の関わり方如何によって数種の意味合いを生ずる」とし、「強制」「許可助成」「放任」の3つの意味を認めている。サセ手の意志がシ手の意志に反して強い場合、あるいはサセ手の意志がシ手の意志を上回って強い場合を「強制」とし、サセ手の意志がシ手の意志に反しない場合を「許可助成」として、サセ手には積極的な意志がなく、シ手の行為を妨げない場合を「放任」としている。本研究では、サセ手がシ手の意志に反する「強制」を〈意志相反〉と呼ぶ。また、「許可助成」と「放任」はシ手の意志に反しないという点では共通していると考え、この2つをまとめて〈意志尊重〉と呼ぶ。さらに、青木(1977)では言及されていないが、シ手の意志が不明であり、サセ手はシ手の意志を問わないものも観察された。そうしたものを〈意志不問〉として扱う。ただし、シ手の実際の意志として、本意なのか不本意なのかは本人にしかわからないものであるため、本研究における〈意志相反〉〈意志尊重〉〈意志不問〉はあくまで(サ)セル表現を使う際の前提として、話し手がシ手・サセ手の意志のあり方をいかに捉えているのかで分類されているものである。

- a. 〈意志相反〉 シ手：不本意 サセ手：シ手の意志に反する
例：ごめんね、休みなのに付き合わせて。[Be]
- b. 〈意志尊重〉 シ手：本意 サセ手：シ手の意志を尊重する
例：写真一枚撮らせてもらえませんか？ [Be]
- c. 〈意志不問〉 シ手：意志不明 サセ手：シ手の意志を問わない
例：明日、面談に伺わせます。[ハ]

⁴ 例えば、森田(2002)では使役表現が表す意味として、「①因果関係(論理)、②結果(無作為)、③責任・手柄、④誘発(不随意)、⑤放置(たまたま)、⑥放任(させておく)、⑦許容(ゆるし)、⑧指令(しむけ)、⑨使役(やらせ)、⑩他動性(作為)」の10種類が挙げられている。

3. 用例収集と分析対象

現実の言語使用の分析には、言語資料としてコーパスがよく使われる。話し言葉における(サ)セル表現の使用実態を調査した研究には、前述した岩田(2012)がある。しかし、現在の話し言葉コーパスを用いて(サ)セル表現を分析するには限界がある。(サ)セル表現は、動作や状態変化をめぐるサセ手・シ手の関与のあり方を述べる形式であるが、「会社をやめさせられる」「いやなことを思い出させるんじゃないよ」の例からサセ手に対する不満が読み取れるように、情意の伝達も伴いやすいものである。現在、多様な場面の日常会話を収集している話し言葉コーパスとして、『日本語日常会話コーパス』(CEJC) モニター公開版も公開されているが、録音・撮影されている環境では、不満などのネガティブな感情を表す(サ)セル表現の使用、または使用されうる話題そのものが回避されている可能性も高い。この点において、(サ)セル表現は森(2011)で指摘されている「コーパスに出現しない形式」であり、少なくとも現在の話し言葉コーパスから採取できる(サ)セル表現には偏りがあると考えられる。

本研究では、前田(2011)と同様にテレビドラマのシナリオから(サ)セル表現の用例収集を行った。テレビドラマのシナリオを用例収集に用いた理由は2つある。1つは、多様な場面における豊富な用例を網羅的に収集し、(サ)セル表現の全体像を捉えるためには有効だと考えるためである。もう1つは、シナリオの用例が創作物という点においては現実の言語使用そのものと異なる面があるが、その一方、ドラマの登場人物の人間関係やキャラクターが明晰なもので、発話意図がわかりやすいという点において、(サ)セル表現の使い方の質的分析に向いていると考えるからである。

本研究では、2000年から2009年の間に放送された計10本・107話のテレビドラマを視聴し、抽出した662例を文字化したものを言語資料として扱う。用例収集に用いたテレビドラマのシナリオは、表1で示したとおりである。

表1 用例収集に用いたテレビドラマのシナリオ

ドラマ名	略称	話数	放送年
『Beautiful Life ～ふたりでいた日々～』	Be	11	2000
『HERO』(第1期)	HE	11	2001
『相棒』(season1)	相	12	2002
『白い巨塔』(第一部)	白	10	2003
『離婚弁護士』(パート1)	離	11	2004
『anego』	an	10	2005
『医龍 -Team Medical Dragon-』(第1期)	医	11	2006
『ハケンの品格』(第1シリーズ)	ハ	10	2007
『CHANGE』	CH	10	2008
『BOSS』(1st シーズン)	BO	11	2009

分析は、話し言葉の(サ)セル表現の典型である、サセ手・シ手がいずれも人の用例に絞る。また、以下の他動詞から派生したものと、他者の言葉の引用に使われている用例で、サセ手・シ

手が本来の発話者の立場から見た者と異なるものは除外した。その結果、520例が残った。本研究では、この520例を分析対象として扱う。

- i. 他動詞からの派生（「聞かせる」「言い聞かせる」「知らせる」「脱がせる」）：

例：その話、僕にも聞かせてもらえませんか？ [医]

- ii. 他者の言葉の引用：

例：文科省が、再来週のどこかでオリンピック誘致についてのレクをさせてほしいと。[CH]

4. 2つの分類観点から見た（サ）セル表現の偏り

表2は第2節で述べたサセ手・シ手の立場と、シ手・サセ手の意志の2つの観点で分析対象を整理した結果である。個々の割合が全体の5%以上を占めている7箇所を網掛けで示した。これら7箇所の合計は全体の約75%である。

表2 立場別と意志別から見た（サ）セル表現

サセ手	シ手	〈意志相反〉		〈意志尊重〉		〈意志不問〉		合計	
話し手	聞き手	51	9.81%	10	1.92%	0	0.00%	61	11.73%
	第三者	31	5.96%	22	4.23%	27	5.19%	80	15.38%
聞き手	話し手	31	5.96%	163	31.35%	0	0.00%	194	37.31%
	第三者	48	9.23%	20	3.85%	21	4.04%	89	17.12%
第三者	話し手	16	3.08%	11	2.12%	0	0.00%	27	5.19%
	聞き手	14	2.69%	2	0.38%	0	0.00%	16	3.08%
	第三者	35	6.73%	9	1.73%	9	1.73%	53	10.19%
合計		226	43.46%	237	45.58%	57	10.96%	520	100.00%

立場別では、2.2.2で述べた7つのパターンのすべてで用例が観察された。サセ手・シ手のいずれかに話し手を含む用例が計362例（69.62%）あり、サセ手・シ手のいずれかが聞き手の用例も計360例（69.23%）あり、両方とも全体の約7割を占めている。また、サセ手・シ手に第三者を含まず、話し手と聞き手の両者の関わりを表現する用例は255例（49.04%）あり、全体の約半分を占めている。それに対して、サセ手・シ手に第三者しか含まず、話し手と聞き手と直接関わりのないものは53例（10.19%）で、全体の10分の1程度である。こうした結果から、（サ）セル表現が聞き手との対人関係に影響を及ぼしやすい様子がうかがえる。

意志別で見ると、〈意志相反〉と〈意志尊重〉はいずれも4割を超えている。両タイプに比べて、〈意志不問〉は10.96%と少ない。つまり、話し言葉における（サ）セル表現は、〈意志相反〉と〈意志尊重〉が典型であると言える。

立場と意志の2つの観点を組み合わせると、偏りが見られた。用例数が最も多いのは、163例の[聞き手⇒話し手]の〈意志尊重〉であり、全体の3割を超えている。次に多いのは、[話し手⇒聞き手]の〈意志相反〉の51例と、[聞き手⇒第三者]の〈意志相反〉の48例である。これらの用例が多いのに対して、[第三者⇒聞き手]の〈意志尊重〉がわずか2例で特に少ない。

また、シ手が話し手・聞き手のいずれかである、[話し手⇒聞き手] [聞き手⇒話し手] [第三者⇒話し手] [第三者⇒聞き手] の4パターンは、〈意志不問〉の用例が観察されなかった。話し手がシ手の場合、シ手としての意志は話し手自身には明白なものはずで、自分自身の意志を不明なものにしながら話を進めることは考えられない。この点で考えると、[聞き手⇒話し手] [第三者⇒話し手] の〈意志不問〉タイプがないのは当然の結果である。聞き手がシ手の場合でも同様に、話の相手の意志がわからないまま(サ)セル表現を使って事態を述べるのが難しいため、[話し手⇒聞き手] [第三者⇒聞き手] の〈意志不問〉が観察されなかったものと思われる。

以降の第5～7節では、〈意志相反〉〈意志尊重〉〈意志不問〉の(サ)セル表現がそれぞれ、立場別の7つのパターンにおいてどのように使われているのかについて、用例を挙げながら見ていくことにする。

本研究では、(サ)セル表現を使う際に、シ手とサセ手のいずれかに共感を寄せている⁵と考え、以下のとおり、共感を寄せる際の2つの原則を立て、整理を行う。シ手優先の原則1が基本であるが、原則2と衝突する場合、シ手<サセ手となり、サセ手に共感を寄せることがある。特にシ手が第三者の場合や、〈意志不問〉の場合は原則2が働きやすい。

- 共感を寄せる際の原則1： シ手>サセ手
共感を寄せる際の原則2： 話し手>聞き手>第三者

5. 立場別の〈意志相反〉

5.1 [話し手⇒聞き手] の〈意志相反〉

[話し手⇒聞き手] の〈意志相反〉はほぼすべて [シ手=聞き手] に共感を寄せているものである。51例の大半(45例)は、[シ手=聞き手] に不本意な行動や状態変化を強いる [サセ手=話し手] の非を認める用例である。45例中25例が、動詞「待つ」「騒ぐ」の(サ)セル形と敬語形式のオ～スル・オ～イタスが組み合わせて使われている定型表現((1)～(3))である。「お待たせ」系が20例と多く、「お騒がせ」系は5例ある。

- (1) すみません、お待たせしました。[CH]
- (2) みなさま、お待たせいたしました。新郎・新婦の登場です。[an]
- (3) こんばんは！朝倉啓太です！すみません、お騒がせしてます。[CH]

定型表現以外の20例は、(4)～(7)のような謝罪で使われている用例である。20例のうち、半数(10例)が(4)(5)のような単独の(サ)セルである一方、(6)(7)のようなテシマウ・チャウとの組み合わせも半数(10例)を占めている。

- (4) ごめんね、休みなのに付き合わせて。[Be]

⁵ ここでの「共感」は、久野(1978)の議論を参考にしたが、久野(1978)の「Empathy」よりも弱い概念であり、当該人物の気持ちに寄せて考えることを示す。当該人物が話し手自身である場合のみ、他者への同感を表す「共感を寄せる」の代わりに、「気持ちを表す」「気持ちを優先する」と表現する。

- (5) いや、杏子ちゃんには、ホント、嫌な思いさせて悪かったわねえ… [Be]
 (6) すみません、時間取らせちゃって。[HE]
 (7) ごめんね、気を遣わせちゃって。[離]

[サセ手=話し手]の非を認めている点では、「お待たせ」「お騒がせ」系の定型表現と謝罪は共通している。51例中、両者が合わせて45例を占めていることを考えると、[話し手⇒聞き手]の〈意志相反〉は、主に[シ手=聞き手]の意志に反する動作や状態変化を引き起こした[サセ手=話し手]の非を認めて間接的に謝罪を示す際に使われていると言える。

定型表現と謝罪以外では、[シ手=聞き手]にとって不本意であることを考慮し、否定形を用いて、[シ手=聞き手]の意志に反することを強要しない意志を表明するもの((8)(9))も少数(4例)ある。

- (8) お時間は取らせません。[HE]
 (9) 私を雇って後悔はさせません。[ハ]

5.2 [話し手⇒第三者]の〈意志相反〉

[話し手⇒聞き手]はほとんどシ手へ共感を寄せる用例であるが、[話し手⇒第三者]の31例は、[シ手=第三者]に共感を寄せる場合と、[サセ手=話し手]に共感を寄せることを優先する場合に分かれる。[シ手=第三者]に共感を寄せている用例として、(10)～(12)のような、否定形式、または疑問形式との呼応の形をとり、[シ手=第三者]の意志に反する事態を回避する意志表明のもの(10例)がわかりやすい。[話し手⇒聞き手]の(8)(9)と類似するものである。

- (10) けどな、怪我させるようなまねはしねえよ。[相]
 (11) だから、これ以上いやな思いをさせたくないんです。[離]
 (12) 死なせるか？！相手は半陽建設の社長だ。[白]

意志表明のほかに、(13)(14)のような、[シ手=第三者]に共感を寄せ、[シ手=第三者]の意志に反する事態を引き起こしたことを反省する用例も6例観察された。[話し手⇒聞き手]の謝罪とは、シ手が異なるが、[サセ手=話し手]の非を認める点においては共通している。

- (13) 私のせいです。先輩にこんな思いをさせて。[ハ]
 (14) 確かに赤井さんを死なせたのは俺だよ。[相]

シ手よりも[サセ手=話し手]自身の気持ちを優先する用例としては、(15)～(17)のような、[シ手=第三者]の意志に反すると知りつつ、[シ手=第三者]にとって不本意な行動や状態変化を引き起こす意志を表明するもの(6例)がある。ほかには、[シ手=第三者]への行動要求を叙述し、[サセ手=話し手]の責務を履行したことを誇示するもの((18)(19))も4例観察された。この10例は、[サセ手=話し手]の非を認める反省((13)(14))とは逆で、[シ手=第三者]に動作や状態変化を引き起こす[サセ手=話し手]の正当性を主張するものである。

- (15) 訴えましょう。訴えて、つまらない詮索をやめさせましょう。[離]
- (16) 厄介なことに、総理大臣を首にすることはだれにもできない。自分から降りると言わせなければならぬ。[CH]
- (17) あったま来るなー。あのトックリ！あんなヤツ、すぐに俺が辞めさせてやりますから。[ハ]
- (18) 木村さん、山本さん、田口さんの三人を殺したのは鈴原です。白状させました。[相]
- (19) その改正は、私が文部科学省に発破をかけてやらせたんです。[CH]

5.3 [聞き手⇒話し手] の〈意志相反〉

31 例中 30 例が [シ手=話し手] 自身の気持ちを優先しており、自分の意志に反する行動や状態変化を強いる [サセ手=聞き手] を非難するために使われているものである。[話し手⇒聞き手] の〈意志相反〉が主に [サセ手=話し手] の非を認める謝罪で使われているのに対して、[聞き手⇒話し手] の〈意志相反〉は [サセ手=聞き手] の非を指摘するものである。サセ手・シ手の立場は逆転しているが、サセ手の責任を認めるという点においては共通している。30 例のうち、(20) ~ (22) のような、単独の (サ) セルが 25 例と多いが、受身との複合形式 ((23) (24)) も 5 例ある。

- (20) わざと、乗るなんて言って、俺のことを困らせて、わざと終わらせようとしてる？俺らのこと。[Be]
- (21) いやなことを思い出させるんじゃないよ！ [相]
- (22) びっくりさせないでくださいよ。[相]
- (23) 帰り道に歌まで歌わされる筋合いはございません！ [ハ]
- (24) 失礼ですが、退任まちかの総理の気まぐれで内閣府や官邸の職員たちが右往左往させられるのは、いかかなものかと。[CH]

非難のほか、否定形を用いて、[シ手=話し手] にとって望ましくない状態変化を引き起こさない [サセ手=聞き手] の気遣いを認めるものも 1 例ある。

- (25) 俺、傷つかせないように、わざわざそういうこと言ってんのか、それとも本気で思って言ってんのかしんないけど… [Be]

5.4 [聞き手⇒第三者] の〈意志相反〉

[話し手⇒第三者] と同じく、シ手に共感を寄せる場合と、サセ手に共感を寄せることを優先する場合に分かれるが、[聞き手⇒第三者] の 48 例は [シ手=第三者] に共感を寄せるもの (37 例) に偏っている。37 例中 26 例が、[シ手=第三者] に不本意な行動や状態変化を引き起こす [サセ手=聞き手] の非を指摘し非難するもの ((26) ~ (29)) である。非難以外の 11 例は、(30) のような、[シ手=第三者] の意志に反する事態が招く不利益な結果を述べ、忠告を示すもの (5 例) や、(31) のような、[シ手=第三者] の意志に反する事態の回避を要求するもの (5 例) が

ある。

- (26) 神林先生たちを待たせるおつもり？ [CH]
 (27) 無理やり自供させたんじゃないですか？ [HE]
 (28) 一時間半も待たせて、そういうこと言っていると、ブツ殺されますよ。[Be]
 (29) あんたが徹夜なんかさせるから！ [ハ]
 (30) この人怒らせると、クレーンで吊り上げられちゃいますよ。[ハ]
 (31) 頼むから相手を怒らせないでくれよ。[HE]

シ手よりも [サセ手=聞き手] に共感を寄せる 11 例中、8 例が本人の意志に反しても、[シ手=第三者] の不適切な行動を阻止することを要求する指示 ((32) (33)) である。そのうちの 6 例が動詞「やめる」のサセル形 ((32)) である。サセ手の非を指摘する (26) ~ (31) のような非難や忠告とは正反対で、サセ手の正当性を認めるものである。

- (32) なんとか言い聞かせてやめさせろ。[CH]
 (33) くっやしい！あの見下した態度。もう黙らせちゃってくださいよ。あのじじども！ [HE]

5.5 【第三者⇒話し手】の〈意志相反〉

【第三者⇒話し手】の〈意志相反〉はすべて [シ手=話し手] の気持ちを優先するものである。16 例中の 15 例が、(34) ~ (36) のような愚痴であり、自分の意志に反する行動を強要する [サセ手=第三者] の非を指摘するために (サ) セル表現が使われている。15 例中、8 例が受身との複合形式 ((34) (35)) であり、7 例が単独の (サ) セル ((36)) である。

- (34) 昨日なんてヤキソババン買いに行かされたんですよ！ [ハ]
 (35) その患者、保険証もないので、入院させるうちの医局が治療費を負担させられるんですよ。
 [医]
 (36) 人を呼んどいて、待たせるなんてね。[相]

残りの 1 例は、[サセ手=第三者] の企みを指摘し、話し手自身の意志に反する事態の発生を拒む態度を示すものである。

- (37) しかし、こういう問題だから、なるべく穏便におさめたいのかもしれない。まあ、ただし、こちらを信用させられればの話ですがね。[離]

5.6 【第三者⇒聞き手】の〈意志相反〉

【第三者⇒聞き手】もすべてシ手に共感を寄せて、[サセ手=第三者] の非を指摘するもの ((38) ~ (42)) である。14 例のうち、[サセ手=第三者] への非難 ((38) (39)) のほか、[サセ手=第三者] を批判するとともに、行動を強いられた [シ手=聞き手] への同情を示すもの ((40)) もある。また、行動を強いられることによって生じる不利益な結果を述べ、忠告を示すもの ((41))

や、[サセ手＝第三者]の代わりに[シ手＝聞き手]に謝罪を示すもの((42))もある。形態的特徴として、(40)(41)のような、受身との複合形式の多用(11例)が観察された。

- (38) うそよ。やましいことがあるからやめさせるんでしょ。[HE]
 (39) 確かに、東先生や奥さんは、自分たちが選んだ後継者と娘を結婚させようとしている。それ自体は古い行為です。まるで政略結婚ですからね。[白]
 (40) 前にもひどい目に遭わされたんでしょう？ [相]
 (41) 柳原先生、そんなことしたら大学病院からやめさせられるわ。[白]
 (42) おまけに家内の妄言のせいで貴重な時間を取らせてしまって申し訳ない。[相]

5.7 【第三者⇒第三者】の〈意志相反〉

【第三者⇒第三者】の場合、サセ手とシ手はいずれも会話の場にはいない者であるが、35例はすべて[シ手＝第三者]に共感を寄せており、[シ手＝第三者]の意志に反する事態を引き起こす[サセ手＝第三者]の非を指摘するものである。35例のうち、[サセ手＝第三者]を批判するもの((43))のほか、[サセ手＝第三者]の責任を追及し、[シ手＝第三者]の味方をする((44)(45))のものもある。35例中、14例が受身との複合形式((46))である。

- (43) そんなことのために、そんなことのために、患者一人を死なせてしまったのか。[白]
 (44) だって、あのクズが恭子先生にひどいことしたじゃないか。恭子先生をひどい目に遭わせたやつは許さない。[相]
 (45) 神林さん、ずっと内閣を支えてきたのに、どうしてやめさせちゃうのよ。ねー。「CH」
 (46) なんてやめさせられなければならないんだ？ [白]

5.8 〈意志相反〉のまとめ

5.1～5.7では具体例を見てきたが、〈意志相反〉の(サ)セル表現を用いてサセ手・シ手のいずれに共感を寄せるのかと、〈意志相反〉の(サ)セル表現の機能は、表3のように整理できる。表2の網掛けの、用例数の割合が5%以上に該当する箇所は同じく網掛けで示す。

表3でわかるように、〈意志相反〉の(サ)セル表現は主にシ手に共感を寄せ、サセ手の非を指摘するために使われるものである。[サセ手＝話し手]の非を認め、[シ手＝聞き手]に謝罪したり、[サセ手＝聞き手]の非を指摘し非難したり、[サセ手＝第三者]の非を指摘し、[シ手＝第三者]に味方したりするときに(サ)セル表現が使われている。このように、サセ手の非を指摘するという中核的機能が、異なるサセ手・シ手の立場別で多様な機能を生み出している。

シ手よりサセ手を優先して共感を寄せることが起きるのは、シ手が第三者の[話し手⇒第三者][聞き手⇒第三者]の2パターンに限る。シ手に共感を寄せる場合は、サセ手の非を指摘するのに対して、サセ手に共感を寄せる場合は、「自分から降りると言わせなければならないんだ」「やめさせろ」などの例からわかるように、サセ手の正当性を主張するために(サ)セル表現が使われている。

表3 〈意志相反〉の(サ)セル表現

サセ手	シ手	共感対象	中核的機能	派生的機能(例)
話し手	聞き手	シ手=聞き手	サセ手=話し手の非	謝罪
	第三者	シ手=第三者	サセ手=話し手の非	意志表明(否定 ⁶)・反省
		サセ手=話し手	サセ手=話し手の正当性	意志表明・誇示
聞き手	話し手	シ手=話し手	サセ手=聞き手の非	非難
	第三者	シ手=第三者	サセ手=聞き手の非	非難・忠告・指示(否定)
		サセ手=聞き手	サセ手=聞き手の正当性	指示・依頼
第三者	話し手	シ手=話し手	サセ手=第三者の非	非難
	聞き手	シ手=聞き手	サセ手=第三者の非	非難・同情・忠告
(第三者)	第三者	シ手=第三者	サセ手=第三者の非	非難・味方

6. 立場別の〈意志尊重〉

6.1 [話し手⇒聞き手]の〈意志尊重〉

[話し手⇒聞き手]の〈意志尊重〉の10例中の多く(8例)は、[シ手=聞き手]に共感を寄せるものであるが、[サセ手=話し手]に共感を寄せるものも2例ある。[シ手=聞き手]に共感を寄せる8例はいずれもサセ手の補助や許可の必要性・正当性を主張するものであり、そのうちの6例がテヤル・テアゲルとの複合形式を用いて、[シ手=聞き手]の望みを叶える意志を表明するものである。(47)～(49)でわかるように、(サ)セルの形式を用いて聞き手の望みを叶えることを述べ、テヤル・テアゲルを付け加えて聞き手に利益が発生することを表現している時点で、尊大で押し付けがましい印象を与えがちである。

(47) メスだけに集中させてやる。[白]

(48) お前にも一店舗、持たせてやるって言ってんだぞ。[Be]

(49) 君はまだ若い。君にはもっともっとバチスタを切らせてあげたいんだ。[医]

複合形式以外の2例は、[シ手=聞き手]の望みを叶える[サセ手=話し手]の手柄を主張する誇示((50))である。話し手自身の手柄を強調する点において、尊大な印象を与えてしまう恐れがある。

(50) 絶対不利だと言われたあなたを当選させたのは僕ですよ。[CH]

[サセ手=話し手]に共感を寄せている2例は、否定または疑問と呼応する形式を用いて、[シ手=聞き手]の不適切な行動への容認を不作為として捉えている認識を表し、不作為を回避する意志を表明するもの((51)(52))である。(50)のような誇示と違って、話し手が聞き手に許可を与える立場にあることを明示したうえ、許可を与えないことを宣言している点において、尊大

⁶表3と表5、表6の「否定」は、否定形を用いる、または否定・疑問の形式と呼応する形をとっていることを指す。

な印象を与えがちである。

- (51) 君は、マスコミの対応の仕方でも勉強してりゃいいんだよ。実戦経験のない者に、捜査の指揮をさせるほど、こっちも困ってないんでね。[BO]
- (52) 担当医の俺はまだ許可していない。まだ内科の患者だ。お前ら外科に勝手させるか! ? [白]

6.2 [話し手⇒第三者] の〈意志尊重〉

[話し手⇒第三者] の〈意志相反〉と同様に、[話し手⇒第三者] の〈意志尊重〉の 22 例も、[シ手=第三者] に共感を寄せるもの (10 例) と、[サセ手=話し手] に共感を寄せるもの (12 例) に分かれる。

[シ手=第三者] に共感を寄せている 10 例はサセ手の許可や補助の必要性・正当性を主張するものであり、そのうちの 6 例が [シ手=第三者] の望みを叶えたい意志を表明するものである。6 例中 4 例がテアゲル・テヤルとの複合形式 ((53) (54)) である。[話し手⇒聞き手] の場合と違って、聞き手がシ手ではないため、聞き手の機嫌を損なう恐れは回避されている。しかし、(サ)セルの形式を使って第三者より話し手自身を上位に置き、さらにテヤル・テアゲルの形式を用いて第三者の利益の発生に言及しているため、尊大さと押し付けがましさの問題は解消されていない。意志表明以外は、(55) のような、[サセ手=話し手] の手柄を主張するものがある。

- (53) 雨宮は非常に優秀な事務官でして、私としては今回の内部試験をなんとしても受けさせてやりたくて。[相]
- (54) でも、おじさんを安心させてあげたいんです。お願いします。[離]
- (55) 僕はね、みんなを楽しませたんだ。エンターテナーですよ。[BS]

[サセ手=話し手] に共感を寄せる 12 例は、すべて否定形、または否定形式との呼応のものである。いずれも、(56) ~ (58) のような、[シ手=第三者] の行為が不利益をきたすような事態を阻止しない [サセ手=話し手] の不作為を指摘し、事態を回避する意志を表明するものである。

- (56) 教授になったら、だれにも文句は言わせない。[白]
- (57) 彼は今、注目されてるの。悪い虫に寄り付かせないのは私の役目なんです。[CH]
- (58) 医学部の風紀のためにも、彼にこれ以上わがままをさせるわけにはいきませんからね。[白]

6.3 [聞き手⇒話し手] の〈意志尊重〉

[聞き手⇒話し手] の〈意志尊重〉の 163 例は、いずれも [シ手=話し手] に共感を寄せるものである。また、1 例 ((71)) を除いて、ほかの 162 例はすべて [サセ手=聞き手] の許可や補助の必要性を主張するものである。形態的特徴として、授受表現との複合形式の多用 (153 例) が観察された。複合形式の 153 例は、表 4 のように整理できる。[話し手⇒聞き手] [話し手⇒第三者] の〈意志尊重〉では、テアゲル・テヤルとの複合形式が観察されたが、[聞き手⇒話し手] で使われている授受表現との複合形式は、テモラウ・テイタダク・テクレル・テクダサルと組み

合わさった複合形式である。

表4 「聞き手⇒話し手」における授受表現との複合形式 (153例)

形式		用例数
宣言	(サ) セテイタダキマス, (サ) セテモライマスなど	73
許可求め	(サ) セテイタダケマスカ, (サ) セテモラエマスカ, (サ) セテイタダケマセンカ, (サ) セテモラエマセンカ, (サ) セテイタダイテヨロシイデショウカ, (サ) セテクレルカ, (サ) セテクダサイ, (サ) セテクレなど	47
叙述	(サ) セテイタダイタ, (サ) セテモラッタ, (サ) セテクレタ, (サ) セテイタダイテイル, (サ) セテモラッテイルなど	18
願望	(サ) セテイタダキタイ, (サ) セテモライタイ	8
その他		7
計		153

(59) (60) のような [シ手=話し手] が望んでいる行動を展開するにあたり, [サセ手=聞き手] の許可を得る必要がある, その許可が [シ手=話し手] に利益をもたらすという認識を, (サ) セルとテイタダク・テモラウとの複合形式を使って表明する宣言の用例が73例あり, 最も多い。

- (59) ただいまより, 立花家, 早乙女家の結婚披露パーティーを始めさせていただきます。[an]
 (60) ええ, 喜んで作らせてもらいます。[相]

宣言の次に多いのは, (61) ~ (64) のような, [サセ手=聞き手] の許可の必要性を訴えてその許可を求めるもの (47例) である。

- (61) あのう, ちょっとでいいんで, お話をさせていただきませんか? [an]
 (62) 今日だけ, 定時に上がらせてもらえませんか? [Be]
 (63) では, こちらから質問させていただいてよろしいでしょうか? [相]
 (64) 主任, もう一度だけやらせてください。[ハ]

8例の願望 ((65) (66)) は, [シ手=話し手] が望む行動を展開するために [サセ手=聞き手] の許可を求めている点においては, (61) ~ (64) と類似するものである。

- (65) このお話は, お断りさせていただきたいと思います。[白]
 (66) こっちらから頼んでも切らせてもらいたい。[Be]

宣言と許可求め, 願望のような, 行動を展開するためのもの以外には, (67) (68) のような, 既に完了した, または進行中の [シ手=話し手] の行為や状態変化を叙述するものがあり, その際も, テモラウ・テイタダク・テクレルとの複合形式が使われている。

- (67) でも, あなたが思い出させてくれたんですよ, 昔の自分を。[CH]
 (68) 僕, 総理のお父様の時代から, あの, ずっと選挙のお手伝いをさせていただいていますよ。
 [Be]

残りの7例の複合形式は、意見表明の前置き ((69)) や感謝 ((70)) などがある。

- (69) 妻の立場から言わせてもらうと, 夫に裏切られた妻の恨みは並大抵のものじゃないんです。
[an]
- (70) このたびは、皆様方のクレナイ会に正式に入会させていただきました, ありがとうございます。
[白]

授受表現との複合形式以外の10例は、受身との複合形式の(71)を除いて、ほかの9例は単独の(サ)セル((72)), または、テホシイと組み合わせて使われている((73)), [サセ手=聞き手]の許可や補助を要求する依頼である。

- (71) なんか、玉手箱みたいな一日ね。朝から驚かされっぱなし。[Be]
- (72) ちょっとさ、俺に勝たせてよ。あ、こんど金かけてやらない? [HE]
- (73) なんとか面会させてほしいだよ。[白]

6.4 [聞き手⇒第三者]の〈意志尊重〉

[話し手⇒第三者]の〈意志尊重〉と同様に、[聞き手⇒第三者]の〈意志尊重〉も、シ手とサセ手のそれぞれに共感を寄せるものである。20例中、[シ手=第三者]に共感を寄せ、サセ手の補助の必要性を主張するものは11例ある。そのうちの7例が[シ手=第三者]の望みを叶えることを[サセ手=聞き手]に要求する指示((74)(75))や依頼((76)(77))である。テクレル・テクダサル・テアゲルとの複合形式((74)～(76))が4例ある。

- (74) 患者を安心させてください。[白]
- (75) あったかい物でも飲ませてあげて。少し休んでたほうがいいわよ。[Be]
- (76) 財前君に飲ませてくれないか? [白]
- (77) どうしたら勝てるの!? 絶対に勝たせて。[CH]

7例のほかに、(78)(79)のような[シ手=第三者]の本望を実現した[サセ手=聞き手]をほめる際に使われるものがある。

- (78) そして7分で大動脈を修復し、患者をよみがえらせてみせた。[医]
- (79) 代議士三人当選させてんの!? あんた本当に何でもやってんだね! [ハ]

[サセ手=聞き手]に共感を寄せるものは9例ある。(74)～(79)の指示や依頼、ほめと違って、不利益をきたす[シ手=第三者]の行為や状態変化を阻止しない[サセ手=聞き手]の不作為を批判する非難((80)(81))や、不作為を回避し、[シ手=第三者]の阻止を要求する依頼((82))である。テヤルとの複合形式((81))が1例観察された。

- (80) なぜ他の科の者に口を挟ませたんだ。[白]
- (81) 手柄を立てさせてやるんですか!? [相]

- (82) そいであいつが来たら、杏子が来たら、絶対どこにも行かせないで、つかまえてほしんだ。
[Be]

6.5 【第三者⇒話し手】の〈意志尊重〉

全 11 例はすべて [シ手=話し手] の気持ちを優先し、サセ手の許可や補助の必要性を主張するものである。11 例中の 8 例が [シ手=話し手] の望みを叶える [サセ手=第三者] への感謝を示すもの ((83) (84)) である。残りの 3 例は、否定形を付け加えて、[シ手=話し手] が望んでいる行為を容認しない [サセ手=第三者] に対する遺憾を表明するもの ((85) (86)) である。授受表現との複合形式 (10 例) が多用されている。

- (83) 毎日、わたくしが送り迎えさせていただいています。[HE]
 (84) 衣食住のいっさいがっさいの面倒を見てもらって、こうやって学校にも通わせてもらって。
[CH]
 (85) どうやら、簡単には調べさせてもらえないようですね。[相]
 (86) 里中主任が、あなたの思いが詰まっているからと言って、カットさせてくれませんでした。
[ハ]

6.6 【第三者⇒聞き手】の〈意志尊重〉

2 例は、[シ手=聞き手] への行動指示、または、[シ手=聞き手] の状態を叙述する際にテモラウとの複合形式が使われた用例である。いずれも [シ手=聞き手] に共感を寄せている一方、[サセ手=第三者] の許可や補助の必要性を主張しており、聞き手より第三者を優位に置いている。そのうえ、聞き手の利益の発生にも言及しているため、[シ手=聞き手] に押し付けがましい印象を与えがちである。

- (87) 浪速大学は研究費が潤沢だから、就任したら存分に研究をさせてもらいなさい。[白]
 (88) 正直に言わせてもらおうと、あなたも良い暮らしをさせてもらったでしょう。[離]

6.7 【第三者⇒第三者】の〈意志尊重〉

[話し手⇒第三者] [聞き手⇒第三者] の 2 パターンと同様に、[第三者⇒第三者] の〈意志尊重〉の 9 例もシ手に共感を寄せるものと、サセ手に共感を寄せるものに分かれる。[シ手=第三者] に共感を寄せる 3 例はサセ手の許可や補助の必要性・正当性を認め、[シ手=第三者] の望みを叶える [サセ手=第三者] の気遣いをほめるもの ((89) (90))、あるいは [サセ手=第三者] への感謝を込めて叙述するもの ((91)) である。

- (89) やけどの件に関しても、遅く帰ってきた母親に、ホットケーキを食べさせたいという、子ども心からでした。[離]
 (90) お父さんは悪い病気じゃないと思わせようとして。[白]

(91) 佐枝子は彼の妻君と親しくさせてもらってるんだらう？ [白]

[サセ手＝第三者]に共感を寄せる6例は、すべてサセ手の不作為を批判的に捉えているものである。次のような、否定形、または否定や疑問の形式と呼応する形をとっていて、[サセ手＝第三者]が、不利益な結果をまねく[シ手＝第三者]の行動や状態変化を容認しないことをほめるもの((92))や、[サセ手＝第三者]の不作為の事実を叙述してその真偽を疑うもの((93))である。

(92) 請求者である父親はまだ幼い子どもをキッチンに立たせるようなことは決してせず、夜は10時就寝、テレビ時間は1時間以内、おやつは手作りのものと、徹底して子どものことを考えておりました。[離]

(93) だって、相手も50代だぜ。70歳のじいさんに好き放題させとくかな？殺されかけている時に。[相]

6.8 〈意志尊重〉のまとめ

〈意志尊重〉の(サ)セル表現の共感対象と機能は、表5のように整理できる。網掛けの部分は、表2の用例数の割合が5%以上の網掛けの箇所に該当する。

〈意志相反〉は主にシ手に共感を寄せて、サセ手の非を指摘するために使われるのに対して、〈意志尊重〉はシ手に共感を寄せて、サセ手への称賛⁷を示すために使われる。[サセ手＝聞き手]の許可を称賛しつつ求めたり、[サセ手＝話し手]自身の許可・補助を称賛して誇示したり、[シ手＝第三者]の望みの実現を[サセ手＝聞き手]に要求したりするときに使われている。このように、中核的機能としてサセ手への称賛を示しているが、異なるサセ手・シ手の立場別では、許可求めや、誇示、指示などの多様な機能が派生している。

表5 〈意志尊重〉の(サ)セル表現

サセ手	シ手	共感対象	中核的機能	派生的機能(例)
話し手	聞き手	シ手＝聞き手	サセ手＝話し手の称賛	意志表明・誇示
		サセ手＝話し手	サセ手＝話し手の不作為	意志表明(否定)
	第三者	シ手＝第三者	サセ手＝話し手の称賛	意志表明・誇示
		サセ手＝話し手	サセ手＝話し手の不作為	意志表明(否定)
(聞き手)	話し手	シ手＝話し手	サセ手＝聞き手の称賛	宣言・許可求め・叙述・願望・依頼
聞き手	第三者	シ手＝第三者	サセ手＝聞き手の称賛	指示・依頼・ほめ
		サセ手＝聞き手	サセ手＝聞き手の不作為	非難・依頼(否定)
第三者	話し手	シ手＝話し手	サセ手＝第三者の称賛	感謝・遺憾(否定)
	聞き手	シ手＝聞き手	サセ手＝第三者の称賛	指示・叙述
	第三者	シ手＝第三者	サセ手＝第三者の称賛	ほめ・叙述
		サセ手＝第三者	サセ手＝第三者の不作為	ほめ(否定)・叙述(否定)

⁷シ手の望みを叶えるサセ手の許可・補助の必要性・正当性の主張をまとめて「称賛」と呼ぶ。

〈意志尊重〉は〈意志相反〉と同様に、シ手よりサセ手を優先して共感を寄せることも起きる。[話し手⇒第三者] [聞き手⇒第三者] だけでなく、[第三者⇒第三者] と [話し手⇒聞き手] の2パターンでも起きている。シ手に共感を寄せる場合はサセ手への称賛を示すのに対して、サセ手に共感を寄せる場合は、不利益をきたすシ手の行動や状態変化を阻止しないサセ手の不作為を指摘するために(サ)セル表現が用いられる。用例として、「お前ら外科に勝手させるか」のような意志表明や、「なぜ他の科の者に口を挟ませたんだ」のような非難などがわかりやすい。

7. 立場別の〈意志不問〉

7.1 [話し手⇒第三者] の〈意志不問〉

[シ手=第三者] の意志が不明なうえ、[サセ手=話し手] がシ手の意志を問わないことは、話し手が[シ手=第三者] に共感を寄せにくいことを意味する。その結果として、[話し手⇒第三者] の〈意志不問〉の27例はすべてシ手ではなく、[サセ手=話し手] 自身の気持ちを優先するものである。

27例中、21例が身内や部下である[シ手=第三者] に行動を指示する、または状態変化を促す正当性を主張し、意志を表明するもの((94)～(96))である。

(94) 彼女は抑えました。明日、面談に伺わせます。[ハ]

(95) まずはサトルにやらせようと思っている。[Be]

(96) 大血管損傷の多少の不安もあるが、家族が承諾してるならすぐに手配させよう。[白]

ほかには、〈意志相反〉におけるサセ手が事態を引き起こす正当性を主張するものに類似する、[サセ手=話し手] の手柄を誇示する用例((97))もあるが、単にシ手に指示し、事態の発生を促したという事実を述べている用例((98)(99))も観察された。

(97) やつなら毎日切らせまくっている。オベ経験の少ない局員に比べて格段に技術は伸びている。[医]

(98) 本人が覚えているかぎりのことは書かせましたが、こんなもの、何か役に立つんですか？
[相]

(99) 送った文書の内容を郵便局に公に証明させるもの。[離]

7.2 [聞き手⇒第三者] の〈意志不問〉

[話し手⇒第三者] の〈意志不問〉がすべて[サセ手=話し手] に共感が寄せられているものであるの対して、[聞き手⇒第三者] の〈意志不問〉の場合は、[シ手=第三者] と [サセ手=聞き手] のそれぞれに共感が寄せられている用例が観察された。

21例中の10例が、[シ手=第三者] に共感を寄せるものである。いずれも[シ手=第三者] の意志の如何を問わず、何らかの行動を指示した、または行動するように仕向けた[サセ手=聞き手] の非を指摘する非難((100)(101))で使われているものである。

(100) 遠藤君を使って、こそこそ調べさせているくせに？ [HE]

(101) 君が言わせたのかね？ [白]

残りの 11 例が [サセ手=聞き手] に共感を寄せ、[シ手=第三者] の行動を引き起こす正当性を主張するものである。[サセ手=聞き手] に指示を要求するもの ((102) (103)) や、[シ手=第三者] の行動を指示する事実の発生を確認する ((104)) ものがある。

(102) すぐ直させろ。業者へ連絡だ。[BO]

(103) 慎重に取り調べさせてください。[CH]

(104) 娘さん、転院させたらしいな。[医]

7.3 [第三者⇒第三者] の〈意志不問〉

シ手とサセ手がいずれも第三者の場合、サセ手とシ手のいずれにも共感を寄せうる。9 例中 7 例が [シ手=第三者] に共感を寄せているものである。いずれも [シ手=第三者] の意志を問わず、何らかの行動を引き起こした [サセ手=第三者] の非を指摘し非難するもの ((105) (106)) である。

(105) 篠塚が取引に応じた以上、平沼が三木を殺したか、あるいは、だれかにやらせたか。いずれにしても、黒幕が平沼ですよ。[相]

(106) その子らの親の中で最悪なのが、子どもを入院だけさせて、面会すら来なかった親だ。[医]

[サセ手=第三者] に共感を寄せている 2 例は、[サセ手=第三者] の適切な指示の正当性を主張して味方するものである。

(107) 看護師にグラフト採取をさせた朝田先生の判断は正しかった。[白]

7.4 〈意志不問〉のまとめ

〈意志不問〉の共感対象と機能は、表 6 で示したとおりである。表 2 の網掛けの、用例数の割合が 5% 以上に該当する箇所は同じく網掛けで示す。

表 6 〈意志不問〉の (サ) セル表現

サセ手	シ手	共感対象	中核的機能	派生的機能 (例)
話し手	第三者	サセ手=話し手	サセ手=話し手の正当性	意志表明・誇示
			事態の描写	叙述
聞き手	第三者	シ手=第三者	サセ手=聞き手の非	非難
		サセ手=第三者	サセ手=聞き手の正当性	指示
第三者	第三者	シ手=第三者	サセ手=第三者の非	非難
		サセ手=第三者	サセ手=第三者の正当性	味方

[聞き手⇒第三者] [第三者⇒第三者] は、共感対象がシ手とサセ手のそれぞれに分かれるが、[話し手=第三者] は、サセ手に寄せる用例しか観察されなかった。これは、シ手の意志を問題にしていない〈意志不問〉の性格と、シ手の第三者の意志を問わないのが話し手本人であるという2点が重なった結果と思われる。つまり、話し手が、自分自身が意志を問題にしていない第三者に共感を寄せることが困難なのである。

シ手に共感を寄せる際は、サセ手の非を指摘する非難で使われることが多い。サセ手に共感を寄せる際は、サセ手の正当性を主張し、[シ手=第三者]の行動を引き起こす意志を表明したり、第三者への行動指示を[サセ手=聞き手]に要求したり、[サセ手=第三者]に味方したりするときに使われる。[話し手⇒第三者]のみ、サセ手の正当性の主張と非の指摘のいずれでもなく、単に[シ手=第三者]の行動を引き起こした事態を叙述する場合もある。

8. まとめ

第5～7節で整理してきたように、(サ)セル表現が言語使用においてどのように用いられているのかは、共感を寄せる際の2つの原則に沿って説明できる。

シ手が話し手・聞き手である(サ)セル表現は、基本的にはシ手に共感を寄せる。結果として、[話し手⇒聞き手]の場合、聞き手に謝罪を示す、または聞き手の望みを叶える意志を表明する用例が多く出現している。[聞き手⇒話し手]の場合は、聞き手を非難したり、行動展開のために聞き手の許可を求めたりする用例が多く観察されている。[第三者⇒話し手][第三者⇒聞き手]の場合は、第三者の行動強要を非難する、または第三者の許可・補助を称賛する用例が多い。[話し手⇒聞き手]の〈意志尊重〉のみ、サセ手である話し手自身の気持ちを優先して、不作為を回避する意志を表明する用例も少数観察された。

シ手が第三者となる場合、必ずしもシ手に共感を寄せるとは限らず、サセ手に寄せることもある。シ手の第三者に共感を寄せるなら、[話し手⇒第三者]の場合は、第三者に行動を強要しない意志、または望みを実現する意志を表明する。[聞き手⇒第三者]の場合は、サセ手の聞き手に対して、第三者への行動強要を禁止し、または第三者の望みの実現を要求する。[第三者⇒第三者]の場合は、行動の強要は批判し、望みの実現へは称賛を示す。一方、サセ手に共感を寄せると、[話し手⇒第三者]の場合、第三者の意志に反しても行動を要求する意志を表明し、[聞き手⇒第三者]の場合、聞き手に第三者の行動阻止を求める。[第三者⇒第三者]の場合は、不利益をきたす[シ手=第三者]の行動阻止をしない[サセ手=第三者]を非難したり、行動を阻止する[サセ手=第三者]を称賛したりする。シ手が第三者で、サセ手に共感を寄せる用例が観察されなかったのは、[第三者⇒第三者]の〈意志相反〉のみである。

意志別で整理すると、〈意志相反〉は基本的には、サセ手の非を指摘するために(サ)セル表現が使われている。シ手が第三者で、サセ手に共感を寄せているときは、サセ手の正当性を主張するために使われている場合もある。それに対して、〈意志尊重〉は主にサセ手の許可や補助に対して称賛を示すために使われている。サセ手に共感を寄せている場合、サセ手の不作為を批判するために使われることもある。このように、〈意志相反〉と〈意志尊重〉は、非を指摘したり

称賛を示したりする情意が反映されやすいものである。〈意志不問〉はサセ手への批判や称賛が反映されていることも多いが、「本人が覚えているかぎりのことは書かせましたが」「郵便局に公に証明させるもの」のように単に事実を叙述していることもある。

9. 日本語教育への提言と今後の課題

本研究では、テレビドラマのシナリオから収集した用例を用いて、サセ手・シ手が話し手・聞き手・第三者のいずれなのかという立場の観点と、シ手の意志がサセ手の意志と一致するか対立するか問題にされないかという意志の観点を組み合わせて、話し言葉における（サ）セル表現の語用論的特徴の分析を試みた。

分析の結果、〈意志相反〉は主にサセ手の非を指摘するために、〈意志尊重〉は主にサセ手への称賛を示すために使われるのに対して、〈意志不問〉は単なる事実の叙述の側面も持つといった語用論的特徴を捉えることができた。また、サセ手の非の指摘は、具体的には謝罪や非難などの機能として働いており、サセ手への称賛は、宣言や許可求めなどの機能として使われていることも明らかになった。そうした機能が、シ手>サセ手と、話し手>聞き手>第三者の2つの、共感を寄せる際の原則のもとで生み出されている原理の説明も試みた。

本研究の分析結果に基づいて、日本語教育における（サ）セル表現の指導について、以下の2点を提言する。

- (1) 〈意志相反〉〈意志尊重〉の（サ）セル表現を重視する。日本語教育では、「先生は学生に本を読ませた」のような、〈意志不問〉の単なる叙述の例文がよく取り上げられている。表2からわかるように、〈意志不問〉より、〈意志尊重〉〈意志相反〉のほうが多い。この結果から、むしろ情意が反映されている〈意志相反〉と〈意志尊重〉を積極的に取り上げるべきだと考える。
- (2) 共感を寄せる際の原則と、謝罪や非難、許可求めなどの具体的な機能を教える。例えば、日本語学習者が作りうる「田中さんは私に自分のパソコンを使わせた」はなぜ非難として理解されがちなのか、「私は弟を買い物に行かせた」はなぜ誇示と反省の両方の解釈が可能なのかも教える。

今回は、テレビドラマのシナリオの用例を用いて分析したが、話し言葉コーパスと比較して、（サ）セル表現の使用に差があるか否か、あるとしたら、シナリオとコーパスにそれぞれどのような傾向があるのかも調べる必要がある。今後の課題としたい。

参考文献

- 青木伶子 (1977) 「使役—自動詞・他動詞との関わりにおいて—」『成蹊国分』10 (須賀一好・早津恵美子 (編) (1995) 『動詞の自他』108-121に再録。東京：ひつじ書房。)
- 岩田一成 (2012) 「初級教材における使役の「偏り」と使用実態」『日本語／日本語研究』3: 21-37.
- 王慧雋 (2018) 「依頼場面における使役授受表現の使用に関する日本語学習者の捉え方—中国日本語専攻生に対する調査に基づいて—」『早稲田日本語教育実践研究』19: 11-30.
- 川崎 (森) 千枝見 (2007) 「日本語学習者の言語形式の選択—ストーリーテリングによる『受身・使役—』と競合する形式に関する一考察」『広島大学日本語教育研究』17: 19-25.

- 久野暉 (1978) 『談話の文法』 東京：大修館書店。
- 黒木京 (1997) 「日本語教育における使役文の扱いとその問題点—進学する学習者に使用が期待される用法についての考察—」『言語文化と日本語教育』 13: 171-181.
- 胡君平 (2016) 「台湾人学習者による日本語使役文の用法別の使用実態—LARP at SCU の分析結果から—」『日本語教育』 163: 95-102.
- 小林尚美 (2006) 「使役文をどのように教えるべきか—使用調査実態と学習者の作文コーパスからその指導法を考える—」『東海大学紀要 留学生教育センター』 26: 121-131.
- 瀬戸彩子 (2010) 「日本語母語話者による使役やりもらい文」『学習院大学国語国文学会誌』 53: 1-13.
- 瀬戸彩子 (2012) 「使役やりもらい文の述語形式について」『学習院大学大学院日本語日本文学』 8: 122-101.
- 高橋恵利子・白川博之 (2006) 「初級レベルにおける使役構文の扱いについて」『広島大学日本語教育研究』 16: 25-31.
- 田口香奈恵 (2001) 「ブラジル人児童の受身・使役表現の習得に関する事例研究—日本人児童・幼児との比較を通して—」『第二言語としての日本語の習得研究』 4: 116-133.
- 田中真理 (2005) 「学習者の習得を考慮した日本語教育文法」野田尚史 (編) 『コミュニケーションのための日本語教育文法』 63-82. 東京：くろしお出版.
- 日本語記述文法研究会 (編) (2009) 「第4部 ヴォイス 第3章 使役」『現代日本語文法2 第3部格と構文 第4部 ヴォイス』 257-276. 東京：くろしお出版.
- 早津恵美子 (2016) 『現代日本語の使役文』 東京：ひつじ書房.
- 前田直子 (2011) 「現代日本語の使役表現：「拡大文型」の試み」『東洋文化研究』 13: 614-593.
- 森篤嗣 (2011) 「「記述」を「検証」するための言語使用調査の方法」森篤嗣・庵功雄 (編) (2011) 『日本語教育文法のための多様なアプローチ』 342-348. 東京：ひつじ書房.
- 森篤嗣 (2012) 「使役における体系と現実の言語使用—日本語教育文法の視点から—」『日本語文法』 12(1): 3-19.
- 森田良行 (2002) 「使役表現の諸相」『日本語文法の発想』 181-199. 東京：ひつじ書房.
- 米澤みどり (1992) 「日本語母語話者による使役文の使われ方について」『関西外国語大学留学生別科日本語教育論集』 3: 123-145.

Pragmatic Characteristics of Causative Constructions in Spoken Japanese: An Analysis Based on the Data Collected from Scripts for TV Dramas

WANG Huijun

Adjunct Researcher, JSL Research Division, Research Department, NINJAL

Abstract

This study analyzed the pragmatic characteristics of causative constructions in spoken Japanese from the following two perspectives. (1) Are the causer and the causee speakers, listeners, or third parties? (2) Is the causer violating, respecting, or ignoring the causee's intention? Examples collected from TV drama scripts were correlated following these two perspectives, and the results of the analysis revealed the following. (1) In most cases, the causative construction is used to point out a causer's mistake in which the causer violates the causee's intention. (2) Contrariwise, where the causer respects the causee's intention, the causative construction is mostly used to express a commendation or an appreciation of the causer's permission or assistance. (3) When the causer ignores the causee's intention, the causative construction may be used to describe the causative situation without connotations of emotion. (4) Apologies, criticism, and asking for permission can be cited as examples of the functions of causative constructions.

Keywords: causative constructions, pragmatics, intention violation, respect of intention, ignorance of intention